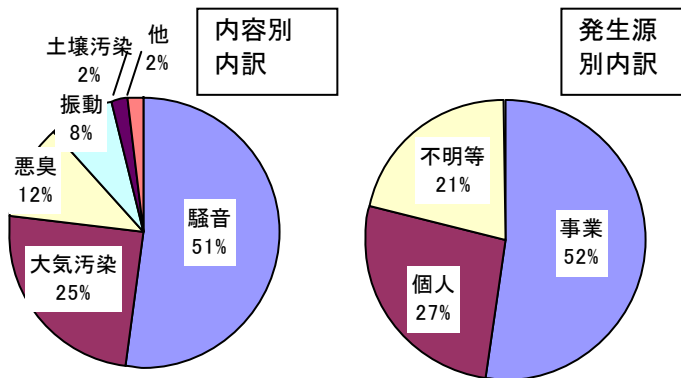


Ⅱ-6. 公害苦情相談

市民の皆さんが、工場の騒音などで生活環境を害されたときの相談窓口が、市の環境保全課にあります。これが「公害苦情相談」です。

公害苦情相談の現状



平成 20 年 4 月から 11 月までの公害苦情相談件数は 52 件です。内容を公害種類別にみると、騒音、大気汚染、悪臭の順で多くこれらで約 9 割を占めます。発生源別では事業活動によるものが 52%、個人の活動によるものが 27%、その他・不明が 21%です。公害苦情相談のうち、主なものを種類別・発生源別に表にまとめると以下ようになります。

【公害苦情相談の主な内容】

種類\発生源	事業活動	個人の活動
騒音	工場音、建設工事現場の作業音	車のからふかし音、テレビや楽器の音
大気汚染	廃材の野焼き	庭先でのごみ焼却
悪臭	建築現場からの塗装作業のにおい	家庭菜園の肥料のにおい

《目標》 〓〓〓基本方針：公害苦情相談について速やかに、適切な解決を図ります。〓〓〓
快適な生活環境の指標として、苦情相談件数が減っていくことを目標とします。

《取り組み》 公害苦情相談の取扱いについては「公害紛争処理法」に定めがあります。この法律には、市に「公害苦情相談員」を置き、相談員は、苦情相談を受け、その解決のために、調査・指導・助言を行うこととなっています。

公害苦情相談解決までのおおよその流れは次のとおりです。

- ①相談受付 習志野市では環境保全課職員を「公害苦情相談員」とし、市民から、電話等で寄せられる苦情相談を受けます。
- ②調査 相談員は、相談内容について相談者に確認をし、原因特定のための調査を行います。また必要により関係機関との調整を行います。
- ③改善指導 苦情の原因が、事業活動で、活動内容について法令や条例で、規制されているものは、原因者である事業者に対し改善指導を行います。例えば、規制基準値を超えた大きな騒音を出している工場に対しては、騒音を基準以下まで下げるよう改善指導を行います。
- ④解決・事後確認 相談者に経過を説明し、その後一定期間現場パトロールを行い、状況を確認します。

※ 個人活動が原因となるもの、例えば家庭用のエアコン室外機からの騒音については、法令等に定めはありません。このような場合は、当事者間の話し合いで解決を図ることになりますが、相談員はそのための助言や情報提供を行います。当事者間の話し合いでうまくいかない場合は、「公害紛争処理法」で、設けられている第三者機関で解決を図ることになります。



公害問題でお困りの場合は、
環境保全課までご相談ください。

